

平成二十三年十二月定例会

市役所第一庁舎及び長野市民会館調査検討特別委員会委員長報告

十五番 小林 義直でございます。

私から、市役所第一庁舎及び長野市民会館調査検討特別委員会の調査検討状況について中間報告をいたします。

市役所第一庁舎及び長野市民会館の設計については、設計者選定委員会において公募型プロポーザル方式により選定を進めた結果、代表企業には株式会社榎総合計画事務所が選定され、また市内企業枠に長野設計協同組合をパートナーとする共同企業体が承認されました。市はこれを受け、先月両者の共同企業体と契約を締結し、基本設計に着手したところであります。現在、市民ワークショップ等の意見も参考にしながら、建設基本計画に基づいて設計業務を進めているところであります。

本委員会では、これらの経緯について理事者から説明を受けるなど調査を行った結果、委員からは次のような意見が出されました。

まず初めに、共同企業体の代表者が応募時に提出した技術提案書のイメージ図について申し上げます。

このイメージ図については、設計者選定の際の提案資料として市ホームページに公表されており、決定したものではありません。詳細は今後の基本設計において協議される予定であります。委員からは、「市民会館は、演奏者、練習する人、来場者など施設を利用する人の立場になって、より機能的な導線及び配置を検討する必要があります。」「大ホール及び二つの小ホールで同時にイベントが開催されるなど人が密集する場合や、有事の際の危機管理を想定する等の検証を行う必要があるのではないか。」「などの意見が出されました。

次に、アドバイザー会議の設置について申し上げます。

庁舎及び市民会館の設計や、市民会館の運営管理計画の策定において、専門的な視点からの意見や助言を求めるために、「建設専門アドバイザー会議」及び「市民会館運営専門アドバイザー会議」が年明けに設置されることとなっております。これら会議には建築、劇場、音楽及び芸術全般の各分野からのアドバイザーが予定されております。

この件について委員からは、「運営を見据えて、幅広い見地を有する総合ディレクター的な人材も招へいする必要があるのではないか。」「新市民会館には文化芸術振興の拠点として、育む・楽しむ・創る・つなぐの四つの役割が掲げられているが、それらを推進していくためには、アートマネジメントの専門家も必要ではないか。」「などの意見が出されました。

次に、合併特例債に関連して申し上げます。

現在、国では東日本大震災に伴う影響に鑑み、合併特例債の発行期限を全国一律に五年間延長する法案の成立を目指しているところであり、市では、法案の趣旨から、本市においては合併特例債の活用計画を変更・延長するような、特段の事情はなく、両施設の建設については、老朽化・耐震化対策が喫緊の課題であるとして、基本計画に沿って着実に整備を図ることであり、

これに対し、委員からは「今まで両施設の計画について、市民への説明不足の感があった。さらに、市民の中には東日本大震災を契機に基本計画を再検証する必要があるのではないかとの意見もある。そこで、市は合併特例債の発行期限の延長を申請し、両施設の計画を再検証するとともに、市民に説明する機会を十分確保していく必要がある。」との意見が出された一方、「確かに、合併特例債の発行期限の延長の話はあるが、東日本大震災が発生した本年三月十一日以降、議会では、本会議において両施設の基本設計及び旧市民会館の解体費を含む当初予算を可決し、また両施設の建て替えの是非を問う住民投票条例を否決するとともに、この住民投票の実施を求める請願を不採択としてきた。このような経緯を踏まえると、両施設については基本計画どおり粛々と進めるべきである。」との意見が出されました。

最後に、一言申し上げます。

市民にとって大変関心のある市役所第一庁舎及び長野市民会館の建て替えについては、今後も計画の節目において市民に対し分かりやすく丁寧な説明を行っていくよう要望するものであります。

以上で報告を終わります。